

令和7年度池田町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務
公募型プロポーザル審査基準について

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、審査委員5名が採点する。
- 2 企画提案者の中で、各審査委員の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案者が複数あった場合は、1位票の最も多い者とし、それでも同数の場合は2位票の獲得が最も多いものとする、なお、複数いる場合は審査会で協議の上、総合的に判断し、契約候補者を選定する。なお、総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約締結候補者を選定しないことがある。
- 4 各審査委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

評価項目及び内容			配点
1	企業評価	・経営規模の妥当性 ・同種業務又は類似業務の実績を有しているか	15点
2	実施体制	・業務遂行に必要な人員が十分に確保されているか ・策定業務全体のスケジュールが、現実的で効率的なスケジュールとなっているか。	20点
3	提案内容	・社会情勢や国や県、関係機関等の最新動向を踏まえた提案となっているか。 ・本町の地理的状況、社会的状況、強み、可能性、課題等を理解し、問題解決のための手法が具体的に示された提案であるか。 ・提案内容は独自性があり、工夫がされているか。 ・環境データの整理、アンケート調査やヒアリングなど町民又は企業等の現状及び意見等を集計・分析する手法が適切か。	50点
4	プレゼンテーション	・説明に説得力があり、意欲が感じられるか。また、質疑応答の対応は適切か。	10点
5	価格評価点	・見積書は適正に算定されていて妥当か	5点
合 計			100点